

公 募 公 告

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年3月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 趣旨

福井の恐竜の認知度向上および本県への誘客拡大を図るため、県内および県外イベント等に出張してPR活動を行う出向宣伝業務等を委託する。出向宣伝業務の委託に当たっては、企画力を有する最も適切な事業者業務を委託するため、プロポーザルを実施する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務

(2) 公告業務の内容

ラプト、サウタン、ティッチーの着ぐるみを使用し、県内および県外へのイベント等に出張して福井の恐竜のPRを行う。

※詳細は福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務仕様書を参照すること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料の上限

2,095,500千円（消費税、地方消費税を含む。）

3 スケジュール

(1) 企画提案参加資格申請書の提出締切 令和8年4月9日17時

(2) 本業務に関する質問の受付締切 令和8年4月9日17時

(3) 企画提案書の提出締切 令和8年4月17日12時

(4) 結果通知 令和8年4月28日（予定）

4 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおりの認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加資格申請書（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・参加資格誓約書（様式2）
- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容が分かる書類（企業案内等）
- ・福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格申請書の写し（受付印を押印したもの）
- ・福井県税事務所または福井県嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(2) 提出期限

令和8年4月9日（木）17時まで

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

福井県交流文化部誘客推進課

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(5) 提出方法

持参または郵送（配達記録の残る方法）により提出すること。

(6) 参加資格の認定

参加資格の認定結果は、令和8年4月14日（火）までに申請者に通知します。

6 質問

公募公告および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。

(1) 送付先

福井県交流文化部誘客推進課

<電子メールアドレス> yuukyaku@pref.fukui.lg.jp

(2) 受付期限

令和8年4月9日（木）17時まで

(3) 回答

質問の回答は、令和8年4月14日（火）までに、電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 到達確認

質問票を提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

7 企画提案等の提出

(1) 提出書類

参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は、いずれもA4版で、出来る限り詳細に記載すること。（白黒、カラーいずれも可）

(2) 企画提案書の内容

ア 人材の確保

・資質・経験等

・安定・継続的な確保

イ スタッフの質の向上（研修の計画など）

ウ 自主企画事業

・出向宣伝業務と併せて実施することで、PRの効果・効率が向上する業務を、自主企画事業により実施すること。

[自主企画の例]

- ・「Juratic」ノベルティグッズ等を活用したSNSによる発信促進
- ・「Juratic」体操等の披露、普及
- ・福井の恐竜の普及啓発活動 等

エ 着ぐるみ活用の提案

- ・当該業務の中で県が指定するイベント以外で着ぐるみが多くイベント等に参加できるように調整をおこなうこと。

(3) 提出部数

- ・企画提案書の提出について（様式4） 1部
- ・企画提案書（様式任意） 5部
- ・見積書 5部

※見積書は一式などではなく、経費配分が分かるよう、詳細に記載すること

(4) 提出期限

令和8年4月17日（金）12時まで

(5) 提出先

福井県交流文化部誘客推進課

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(6) 提出方法

持参または郵送（配達記録の残る方法）により提出すること。

(7) 留意点

ア 提出書類は返却しない。

イ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

8 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いを行わない。

9 審査・選定方法

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案は、審査委員が企画提案書の内容について、書面による審査を行う。事業者の選定は点数の合計が一番多い事業者とする。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

(2) 主な審査基準

ア スタッフに必要な資質、経験を有する者を手配できるか

イ スタッフに必要な研修等を実施し、業務の質を維持しようという姿勢があるか。

ウ 自主企画事業について、出向宣伝とあわせて実施する企画が提案されているか。

(3) 審査結果の通知

選定委員会で最も優れていると認めたものを本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

1 0 その他

- (1) 企画提案書等提出書類の作成等に要する経費については、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

1 1 問合せ先

- ・担 当 交流文化部誘客推進課 辻村
- ・電 話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 2 7
- ・E-mail yuukyaku@pref.fukui.lg.jp